鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取県企業局財務会計システム構築・運用保守業務プロポーザル審査会）運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取県企業局財務会計システム構築・運用保守業務プロポーザル審査会）（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

（審議する事項）

第２条　審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第２条第３項の規定に基づき設置されるものであり、次の事項を審議する。

鳥取県企業局財務会計システム構築・運用保守業務に係る企画提案書の評価及び提案の順位の決定

（委員）

第３条　委員は、５名で組織し、その審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、鳥取県知事が任命する。

２　委員の任期は、任命した日から令和５年３月３１日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第４条　審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は会務を総理し、審査会を代表する。

３　委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（審査会）

第５条　審査会は、鳥取県企業局経営企画課長が招集し、委員長が議長となる。

２　委員の過半数の出席がなければ、審査会を開くことができない。

３　審査会の議決は、出席数の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

４　審査会はWEB又は書面等による開催も可とする。

（秘密の保持）

第６条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、委員を辞した後も同様とする。

（庶務）

第７条　審査会の庶務は、鳥取県企業局経営企画課において行う。

　　　附　則

　この要綱は、令和４年１２月２３日から施行する。

別表（審査会委員）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 | 所　属　・　職　名 |
| 齊藤　明紀 | 公立鳥取環境大学経営学部教授 |
| 横原　慎吾 | 鳥取市水道局財務係係長 |
| 松本 千恵 | 鳥取県会計指導課係長 |
| 岸田　直美 | 鳥取県病院局総務課係長 |
| 山根　伸次 | 鳥取県企業局経営企画課長 |